様式第５号（第４条関係）

誓約書兼承諾書

雲仙市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守して、次の（１）から（３）に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約し、（４）に掲げる事項について承諾いたします。

（１）　長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び雲仙市から求められた場合には、それに応じます。

（２）　以下の場合には、長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

①移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　　②移住支援金の申請日から３年未満に雲仙市以外の市区町村に転出した場合：全額

　③移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した：全額

④長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

⑤移住支援金の申請日から３年以上５年以内に雲仙市以外の市区町村に転出した場合：半額

（３）（２）②及び（２）⑤について、雲仙市から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の４分の１について返還します。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

（４）長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び雲仙市は、長崎県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び雲仙市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　　年　　月　　日

雲仙市長　　　　様

住所　雲仙市

氏名